

親子交流支援事業運営委託にかかる提案書評価基準

1 基本的な評価事項

受託候補者の特定にあたっては、本市にとって最適な事業者を選定するため、公募型プロポーザル方式を採用し、評価点の最も高い提案者を受託候補者とします。

2 評価基準について

提案書の内容及びヒアリングの内容を合わせて評価し、評価点を与えます。評価委員1人あたりの評価点の満点は150点とします。

3 評価点の最も高い者が2者以上あるときの対応

評価基準の評価項目のうち、以下の項目順で点数比較を行います。なお、上位者が決まった段階で、それ以下の項目での比較は行いません。

(1) 業務実施内容

(2) なお、(1)の条件においても同点の場合は、評価委員の投票で多数決により当該同点者の順位を決定します。票数が同数の場合には委員長の判断により決定します。

4 評価委員会を欠席した評価委員の評価点の取扱い 評価委員が評価委員会を欠席した場合、その評価委員の評価点は無効とします。

5 評価方法

(1) 評価項目、評価の着目点及び配点の詳細については、「【表】プロポーザル評価表」のとおりです。

(2) 各評価項目について、5段階評価を行います。

評点は各A=5点、B=4点、C=3点、D=2点、E=1点とし、各項目の係数を乗じた点数とします。

例えば、係数2の項目の場合、評点は次のとおりとなります。

評価がAであれば評価点は $5点 \times 2 = 10点$

評価がBであれば評価点は $4点 \times 2 = 8点$

評価がCであれば評価点は $3点 \times 2 = 6点$

評価がDであれば評価点は $2点 \times 2 = 4点$

評価がEであれば評価点は $1点 \times 2 = 2点$

(3) 全ての評価項目を絶対評価により採点します。

(4) 委員5名の合計が375点未満の場合は、プロポーザルは特定されないものとする。

(5) 評価項目「3提案内容」のうち、半数以上の委員がE評価とした項目が1つ以上あった者も不適合とします。

■評価基準

評価項目	評価の着眼点	上限 配点	採点					採点 (a)	係数 (b)	採点 結果 a×b
			A 5点	B 4点	C 3点	D 2点	E 1点			
①提案者の 事業実績 (様式4)	・ひとり親支援または親子交流支援に関する受託実績	15	実績3 件以上	実績 2件	実績 1件	-	-		3.0	0
	・本事業を委託する上で、親子交流支援関連の活動実績及び行政からの受託事業等から、十分に信頼できることが見込まれるか。	15	最適	十分	普通	やや 不十分	不十分		3.0	0
②業務の実施 方針(様式5)	・本事業で支援するひとり親世帯の児童及びその親が置かれている生活の状況や課題を十分に理解しているか。	10	最適	十分	普通	やや 不十分	不十分		2.0	0
	・本事業の目的を踏まえた業務実施の方針が、具体的かつ適切であるか	10	最適	十分	普通	やや 不十分	不十分		2.0	0
③業務実施内 容(様式6)	・具体的で実現可能なものになっているか。	20	最適	十分	普通	やや 不十分	不十分		4.0	0
	・個々の利用者に応じた親子交流の事前相談方法や実施方法が、具体的かつ適切であるか。	20	最適	十分	普通	やや 不十分	不十分		4.0	0
	・親子交流支援員等に対する人材研修及び相談支援のスキル向上支援の方法が、具体的かつ適切であるか。	15	最適	十分	普通	やや 不十分	不十分		3.0	0
④業務の実 施体制	職員育成 方針(様 式7)	10	最適	十分	普通	やや 不十分	不十分		2.0	0
	関係機 関との連 携(様 式8)	10	最適	十分	普通	やや 不十分	不十分		2.0	0
	個人情 報保護(様 式9)	10	最適	十分	普通	やや 不十分	不十分		2.0	0

⑤ 企業の取組 に関すること (様式 10)	・次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定をし、労働局に届け出ている(従業員 101 人未満の場合のみ加算)	3			該当している				1.0	0
	・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画の策定をし、労働局に届け出ている(従業員 101 人未満の場合のみ加算)	3			該当している				1.0	0
	・次世代育成支援対策推進法による認定の取得をしている(くるみんマーク)、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定の取得をしている、又は、よこはまグッドバランス企業認定の取得をしている	3			該当している				1.0	0
	・青少年の雇用の促進等に関する法律に基づくユースエール認定の取得をしている	3			該当している				1.0	0
	・障害者雇用促進法に基づく法定雇用率 2.5%を達成している(従業員 40.0 人以上)、又は、障害者を 1 人以上雇用している(従業員 40.0 人未満)	3			該当している				1.0	0
合計	150								0	

【評価・採用にあたっての留意点】

- ・ 150 点 (加重倍率適用後) × 委員 5 名 = 750 点満点
- ・ 委員 5 名の合計が 375 点未満の場合は、プロポーザルは特定されないものとする。
- ・ 項目のうち一つでも、1 点を付けた委員が過半数を超えたものがある場合も同上。